

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山鴻巣線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧新別
<p>比企郡吉見町大字久保田 字赤城九五番一地先から 同郡同町大字久保田字原 一四〇三番一地先まで</p>	<p>比企郡吉見町大字久米田 字一ノ耕地一八二番四地 先から同郡同町大字久保 田字原一四一二番一地先 まで</p>		区 間
<p>一四・六〇〽一九・八六</p>	<p>二四・三二〽五九・四七</p>	<p>二四・三二〽五二・三二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>九四・一五</p>	<p>一四九・四〇</p>		延 長 (メートル)
<p>現道拡幅に伴う横断歩道 橋設置及び橋りょう架換 に伴う仮道設置を目的と した道路改築工事である。 平成三十年三月九日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第四号の道路 予定区域の一部変更であ る。</p>			備 考